

令和5年4月12日
令和6年3月22日 一部改正

デジタルシティ松本推進機構規約

(名称)

第1条 本会は、デジタルシティ松本推進機構（以下「機構」という。）と称する。

(目的)

第2条 機構は、「デジタルシティ松本」を推進するため、デジタル人材が育まれ、デジタルを駆使して働くことができ、便利さを実感できるデジタルサービスが生まれるイノベーション・エコシステムを形成する「デジタルシティ松本のシンカ」を産学官で共創することを目的とする。

(事業)

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域課題の解決や新しい価値の創造に資するデジタルサービス創出への支援事業
- (2) 地域デジタル人材の育成事業
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 機構は、第2条の目的に賛同する団体、法人及び行政機関（以下「会員」という。）から選出する代表者により組織する。ただし、反社会的な活動を行う者は機構の会員となることはできない。

(会員)

第5条 機構の会員は、正会員、特別会員で構成する。

2 会員に関する事項は、別に定める。

(役員)

第6条 機構に、次の役員を置く。

- (1) 機構長 1人
- (2) 副機構長 1人
- (3) 運営委員
- (4) 監事 2人

2 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 機構長は、機構を代表し、会務を総理する。
- (2) 副機構長は、機構長を補佐し、機構長不在の場合にその職務を代行する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を構成し、機構運営上必要な事項を審議し執行する。
- (4) 監事は、機構の会計を監査する。

3 機構長は、会員の中から互選し、総会の議決により選任する。

- 4 副機構長は、有識者をもって充てる。
- 5 運営委員は、総会の議決により選任する。
- 6 監事は、機構長が指名する。
- 7 役員の任期は、選任された日から1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 役員が任期の途中において異動した場合は、その役員が所属する団体の後任者が前任者の地位を継承し、その任期は前任者の残任期間とする。

(有識者)

第7条 機構に、機構運営に対して助言及び提言を行う有識者を置く。

- 2 学術経験者を充てる。
- 3 任用条件に関する事項については、別に定める。

(デザイナー)

第8条 機構に、機構で組成するプロジェクト及び事務局に助言、提言等を行うデザイナーを置くことができる。

- 2 デザイナーは、総会の議決により選任する。
- 3 任用条件に関する事項については、別に定める。

(オブザーバー)

第9条 機構に、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、機構運営に対して意見及び助言することができる。

(総会)

第10条 機構の総会は正会員を持って構成し、原則として年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催できる。

- 2 総会は、機構長が招集する。
- 3 総会の議長は、機構長が担う。ただし、機構長が欠席の場合は、副機構長が議長を務める。
- 4 総会における議決権は、正会員及び有識者1者につき1個とする。
- 5 総会は、正会員及び有識者の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席することができない会員は、議長若しくは代理人に表決を委任することができる。この場合において、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 総会の開催方法は、対面開催のほかオンライン会議を活用して開催することができる。
- 8 機構長は、第2条の目的を達成するため必要があると認めるときは、会員以外の者を総会に出席させ、意見を求めることができる。

(総会の議決)

第11条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 基本方針の決定に関する事項

- (2) 予算、決算、事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 役員、有識者及びデザイナーの選任又は解任に関する事項
 - (4) 規約及び運営委員会規則に関する事項
 - (5) 会員の入会、退会及び除名の制度並びに除名の決定に関する事項
 - (6) 会費の免除に関する事項
 - (7) その他、機構の運営にかかる重要事項
- 2 総会の議決は、有効票の過半数の賛成で決し、可否同数のときは、総会の議長の決するところによる。
- 3 全会員の持ち回り審議（電子媒体による回答を含む）によって、これに代えることができる。

（運営委員会）

- 第12条 機構は、事業の円滑な運営に資するため、総会の下に運営委員会を置く。
- 2 運営委員会の運営に関する事項については別に定める。

（会計）

- 第13条 機構運営に要する経費は、会費、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 機構の事業年度は、4月1日に始まり、翌3月31日までとする。

（監査）

- 第14条 機構の事業報告及び決算報告は、毎事業年度の終了後、速やかに収支計算書の各書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。
- 2 監事は、監査の結果を総会の議決を経なければならない。

（事務局）

- 第15条 機構の事務を処理するため、松本市総合戦略局DX推進本部内に事務局を置く。
- 2 機構の資産は事務局が管理する。
- 3 機構の事務処理に関する規定を別に定める。

（秘密保持）

- 第16条 機構の活動を通じて会員及び事務局（オブザーバーを含む。）（以下「会員等」という。）が入手した情報のうち、次に掲げるものを秘密事項とし、機構長が管理責任者となる。
- (1) 個人情報
 - (2) 特定の企業を識別できる情報
 - (3) 会員の営業上又は技術上の情報で、開示の際に当該会員が秘密指定したもの
 - (4) その他開示者である会員等が秘密情報として指定したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 会員等が知り得た時点で、既に公知となっていた情報

- (2) 会員等が知り得た時点で、開示者である会員等から秘密情報に当たらない旨の通知を受けた情報
- 3 会員等は、秘密情報を第2条の目的以外に使用してはならない。
 - 4 会員等は、第三者に秘密情報の開示又は漏えいをしてはならない。ただし、第三者への秘密情報の開示が必要な場合は、当該開示について、開示者である会員等の同意を得るものとする。
 - 5 前項の規定にかかわらず、法令に基づき司法機関又は行政機関の要請により秘密情報の開示を要求された場合、事務局は、機構長と協議の上、当該要求の範囲内で開示することができる。ただし、当該開示者である会員等に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
 - 6 第1項から前項までの規定は、会員が退会及び除名され、又は機構が解散した後も効力を有するものとする。

(知的財産権)

第17条 機構の事業遂行の過程で生じた知的財産権の帰属については、次のとおりとする。

- (1) 会員が提供した資料、情報等にかかる知的財産権は当該会員に帰属する。
- (2) 機構での活動で生ずる知的財産権の帰属については、別途、会員間で協議する。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか、機構の運営について必要な事項は機構長が定める。

附則

- 1 本規約は、令和5年4月12日から施行する。
- 2 機構の設立初年の役員の任期については、第6条第7項の規定にかかわらず、令和6年度に開催の通常総会までとする。
- 3 機構の設立初年度の会計年度については、第13条第2項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和6年3月31日までとする。